

インターネット取引規則

第1条 (目的)

インターネット取引規則（以下「本規則」という。）は、お客様が株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「本システム」という）を利用して通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「デリバティブ取引」という）を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

第2条 (本システムの利用)

本システムは、お客様が当社ホームページ内の「口座開設」から、取引説明書及びその付属添付資料（以下「取引説明書」という。）、デリバティブ取引約款（以下「取引約款」という。）、本規則を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解、承諾の上、お客様が「通貨デリバティブ口座」（以下「本取引口座」という）の開設を本条第2項に定める手順に従い申込み、当社がそれを承諾した後にご利用になります。

2. 口座開設の手順は下記①～③の通りです。

①お客様は、申込書に必要事項を記入し、申込書及び当社が定める本人確認書類、番号確認書類を提出します。

②当社は口座開設審査の上、口座開設を承諾したお客様に本システム利用に使用するユーザ ID を発行し、お客様が当社に登録した住所に簡易書留（転送不要扱い）にて配達し、通知します。

③お客様は、当社の定める手順に従い、パスワードを設定し、これを当社に通知します。お客様はお取引に必要な証拠金を当社指定の証拠金専用口座に銀行振込により送金し、当社がその入金を確認したのち、お客様は取引を開始することができるものとします。

3. お客様が使用されたユーザ ID 及びパスワードが一致した場合のみ、本システムを利用することができます。お客様は、ユーザ ID とパスワードを管理する責任を負うものとします。ユーザ ID 及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、又は他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

第3条 (本システムのサービスの範囲)

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、取引説明書、取引約款及び本規則に定める範囲、又は別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、追加、削除又は変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラム及びインターネット接続会社（プロバイダー）あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任と費用で準備いただくものとします。お客様は、本システムのご利用にあたって当社が提供する専用ソフトのダウンロードが必要になる場合があります。必要なダウンロードは、ホームページ内の「取引システム」（「取引システムダウンロード」）から入手が可能です。画面上のダウンロード方法に従ってお客様自身で行っていただきます。

3. スマートフォン版の本サービスのダウンロード料金及び利用料金はかかりません。ただし、データ通信を行うため、データ通信料（パケット料金）等が発生します。また、本サービスは自動更新機能を搭載しており、通信量が多くなる場合があります。そのため、当社ではデータ通信料の定額サービスへの加入を推奨しております。なお、本サービスの無料提供は中止される可能性があります。その際は、利用者に対し、当社のウェブサイト上で掲示すること等、当社の定める方法により通知します。

第4条 (利用時間)

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第5条 (取引手数料)

お客様が本システムを利用して、当社との間でデリバティブ取引を行うための取引手数料は無料です。但し、当社はこれをお客様に事前の通知を行った上で、変更できるものとします。

第6条（注文又は申込の受付・約定）

注文は取引画面を通じて行うものとし、電話、電子メールやファックスなどその他の手段で注文することはできません。当社は本規則及び取引約款、取引説明書の定めに従って正しく発注された売買注文のみを受け付けるものとします。お客様は、当社が最善の執行の義務を負わないことに合意することとします。

2. 前項に関わらず、システム障害等により正常にオンライン取引が利用できないと当社が判断した場合、当社は、当社の裁量で任意に電話等による注文を受け付ける場合があります。但し、その場合の注文は、お客様がその時点で保有している未決済のポジションを決済するためのお取引に限るものとし、当社の定める注文方法に従うものとします。注文の受付は、当社がお客様の本人確認手続きを終了し、取引約款第9条に定める全ての事項の確認を完了した旨を、お客様に電話等で告知した時点をもって有効とします。

3. 当社は【FXTF MT4】取引画面上に通貨ペア毎1通貨単位の取引レートを表示し、「ビッド価格（お客様の売付価格）」と「オファー価格（お客様の買付価格）」の両価格を表示します。

4. 当社は【FXTF バイナリー・トレード】取引画面上にオプション毎の取引価格及び各「取引要綱」に定める当社契約先が提供する通貨ペア毎1通貨単位の取引レートを表示します。

5. お客様が本システムを利用して出されるデリバティブ取引の売買注文は、入力内容を当社が受信し、確認した時点でその受付が成立したものとします。お客様は、取引画面にて当該売買注文を行うにあたり必要事項を全て正確に入力する義務を負います。当社はお客様の手違いにより約定した売買注文について、一切責任を負いません。

6. 当社は、受け付けた当該注文及び購入申込を所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された売買注文及び購入申込が受理されたこと、及び注文内容及び購入申込内容と表示内容の一致、又成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。

第7条（出金及び振込依頼の変更・取消）

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼及び取引口座間の振替依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

第8条（システム障害等）

当社は、お客様がオンライン取引をご利用できない等、当社の本システムに重大な障害等が発生した場合、当社が確認した事実に基づく情報を、お客様が当社に届け出たメール・アドレス宛に電子メールを送信する方法によりお知らせする方法、又は、当社ホームページに必要な情報を掲載する方法により、お客様に速やかにお知らせすることとします。但し、そのお知らせは、お客様への速やかな情報提供を目的として行うものであり、その記述は、その時点において当社が知り得た情報に基づき最善を尽くしますが、正確性又は完全性を保証するものではありません。

第9条（機器等の障害）

お客様の使用される端末機器及びインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電話、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からのオーダーを受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第10条（非常時における連絡先）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

第 11 条 （アドバイスの非提供）

当社はお客様の売買注文の執行のみを業務とし、特定のデリバティブ取引のメリット、税効果、何らかの口座の構成比などに関するアドバイスを提供いたしません。さらに、当社はチャートやニュース及び市場観測などのかたちで取引情報を提供しますが、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、そのようなニュースや観測の正確性もしくは信頼性については一切責任を負いません。

2.当社にデリバティブ取引の利用を申し出るにあたり、お客様は専ら自らの責任において、独自にデリバティブ取引の利点とリスクを評価審査するものであることを表明します。お客様はデリバティブ取引の利点とリスクを自ら評価するのに十分な知識と経験を有するものであることを表明します。当社はお客様に取引約款及び本規則に基づき取引される商品の妥当性を一切保証せず、お客様との関係においてなんら受託者としての義務を負いません。

第 12 条 （個人情報利用）

お客様は本システムを利用して得た情報を、お客様の取引目的にのみ利用することとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の再配信等を行わず、またお客様は、お客様が行う個人的なデリバティブ取引以外の理由又は目的で本システムの利用を行わないことに同意します。

2.お客様は、当社及び当社の関連会社が、当社がお客様に関して有する情報を、コンピューター処理し、当該情報をお客様の口座の管理運営もしくはお客様へのサービス提供、お客様の口座の動向監視ならびに分析、信用供与枠決定その他の信用供与（利率、料率その他お客様の口座にかかる料金を含む）に関する決定、当社による統計その他の分析の目的で利用することに合意します。お客様は当社が当該情報を関連会社に上記の目的で開示できることに合意します。

3.当社は、さらに、当社が保有するお客様に関する情報を、当社に便益を供給する者、当社の代理業者として行動する者、当社が取引約款及び本規則の下で有するその権利義務を譲渡するもしくは譲渡しようとする者、公認信用照会業者その他の組織に、当社ならびにそれらが信用供与と判断を下す際や詐欺防止の目的あるいは本人確認、詐欺防止又は信用照会手続の一環として開示できることとします。

第 13 条 （免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

(1)お客様の注文に従って取引を執行した場合及びロスカットルールに基づく決済が行われた場合において、お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、通信回線の故障、誤作動及び不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様のオーダーを受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由。

(2)お客様が故意又は過失により、ユーザ ID 及びパスワードをお客様以外の第三者が入力その他の方法で使用し、その ユーザ ID 及びパスワードがあらかじめ届けられ認証されている ユーザ ID 及びパスワードであることを当社が確認した上で本システムを利用した場合。

第 14 条 （本システムの利用の制限又は停止）

次の各号に該当する場合、当社はお客様の本サービスの利用に対し、事前の通知なく、全部又は一部制限、停止を行う場合があります。

- (1) 同種端末にて、同一の口座名義人による本口座の取引画面を同時に複数起動（二重ログイン）し、並行して取引を行った場合、又はその様な取引を行ったと当社が判断した場合。
- (2) 端末、回線、ソフトウェア等の不正な操作もしくは改変等による取引を行った場合、又はその様な取引を行ったと当社が判断した場合。
- (3) 数秒間隔で注文を繰り返し発注する行為を行った場合。
- (4) 大量の発注を数回に分けて繰り返し発注する行為を行ったと当社が判断した場合。

- (5) 新規注文から決済注文までの時間が短い又は高頻度の注文又は取引であって、当社が提供する商品に対して当社が行なうリスクヘッジのための取引に影響を及ぼすと当社が判断した場合。
- (6) 取引システム及びWebシステムに何らかの負荷を与え、システムの正常運用に支障をきたした場合、又はその可能性があるとき当社が判断した場合。
- (7) お客様が取引を行うにあたり、当社の取引システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作もしくは改変等または本取引システム以外のツール等により、本取引システムおよび契約約款等が想定する適正な方法以外の方法による取引または本取引システムでは通常実行できない取引を行ったとき当社が判断した場合。
- (8) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、またはインターネットやシステム等の脆弱性もしくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったとき当社が判断した場合またはそのおそれがあると当社が認めた場合、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したとき当社が判断した場合。
- (9) お客様の取引が他のお客様と同調したお取引をしているとき当社が判断した場合。
- (10) お客様の取引について、口座名義人本人以外の第三者が行っていると当社が判断した場合または本人以外の第三者の口座を利用して取引を行っているとき当社が判断した場合
- (11) お客様が取引にかかる債権及び契約上の地位を譲渡、質権設定またはその他の処分をした場合。
- (12) お客様、またはお客様の近親者、役員等が当社もしくは当社の役員に対して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、または誹謗中傷、罵倒するような発言を電話、メール、お問合せ、または公の場で行った場合
- (13) 投資経験や金融資産などから判断して過剰な取引を行ったとき当社が判断した場合。
- (14) 取引と関係のない入出金や異名義での入出金を繰り返す行為を行った場合。
- (15) 当社の著作権、特許権、商標権等の知的財産権、パブリシティ権、肖像権、信用などの権利を侵害、またはこれらを助長する場合
- (16) 本システムの利用に際し、不足金が生じたにも関わらず不足金を入金しない場合
- (17) お客様が当社への登録情報について最新かつ真正なものを登録していない場合
- (18) お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合。
- (19) 当社が本システムの利用を廃止又は休止した場合。
- (20) その他、当社の運営方針に外れた態様で本システムを利用する場合、もしくはお客様が本システムを利用いただくことが不適当と当社が判断した場合

第15条 (電子交付の同意)

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

第16条 (本規則の変更)

当社は、本規則の条項を変更できることとします。但し、当社は、当社が行おうとする変更内容をホームページに掲載する方法又は電子メールによりお客様に通知し、お客様が期限内に異議の申し出をしなかったときは、その変更同意したものとみなします。

2.本規則に規定されていない条項については、取引約款の規定が有効であり、適用されるものとします。

附則

本取引規則は、平成22年9月6日付で制定され、有効となる。

本取引規則は、平成23年6月6日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 23 年 8 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 24 年 5 月 10 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 25 年 11 月 11 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 25 年 12 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 1 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 7 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 8 月 11 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 9 月 15 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 26 年 12 月 1 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 27 年 6 月 29 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 27 年 9 月 17 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 27 年 12 月 28 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 28 年 3 月 7 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 28 年 7 月 9 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 28 年 11 月 5 日改定され、有効となる。

本取引規則は、平成 28 年 11 月 26 日改定され、有効となる。